

すべての方に

特別定額給付金

日本にお住いの、すべての方へ、お一人につき
10万円の特別定額給付金が支給されます。

10万円

特別定額
給付金

◆給付対象

基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている者

◆申請者

世帯主

◆給付額

給付対象者一人につき10万円

◆給付金の申請

給付金の申請は次の①または②を基本とします。

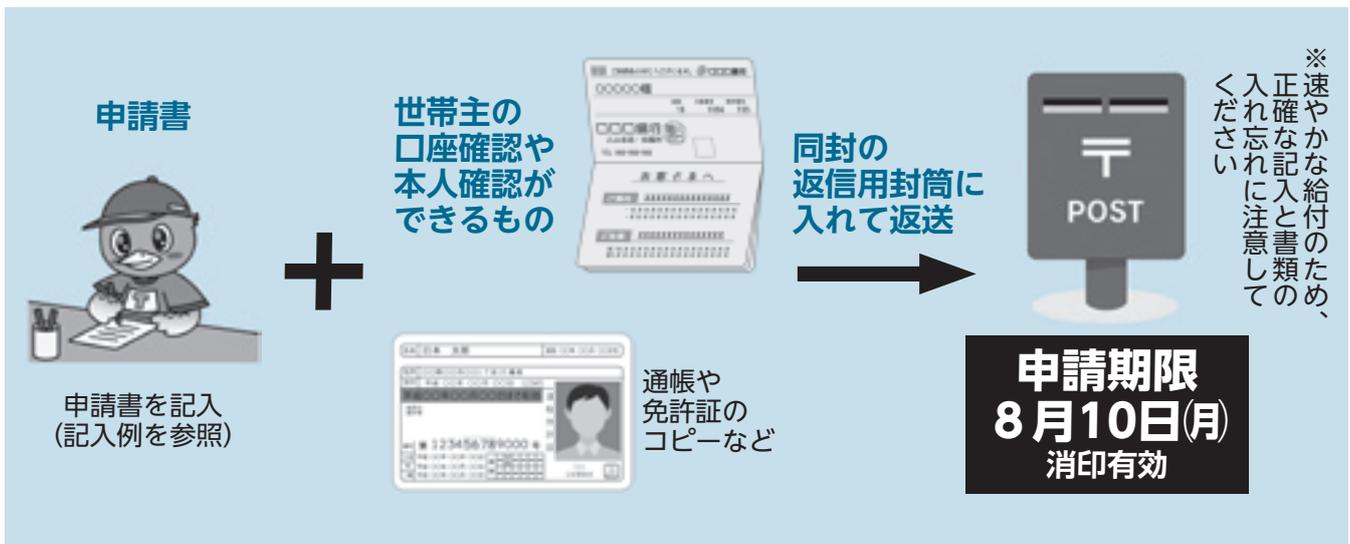
① 郵送申請方式

町から世帯主（申請者）宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、次のア～ウを返信用封筒に同封し郵送してください。

ア 申請書

イ 振込先の通帳（口座番号とカタカナ名義のわかるページ）のコピー、またはキャッシュカードのコピー

ウ 本人確認書類のコピー（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等いずれか1点）



② オンライン申請方式

（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面に、振込先口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請してください。

（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

③ ①または②による申請が困難な方

6月1日から役場総務課2階で窓口申請の受付を行います。

◆給付の方法

給付は、原則として世帯主（申請者）の本人名義の銀行口座へ振り込み

◆申請書発送・給付時期

5月8日(金)に町から申請書を発送しました。給付の時期は受付後、2週間程度です。

◆申請期限

8月10日(月)まで（当日消印有効）

問い合わせ 総務課 庶務係 ☎86-6082

詐欺被害に注意

現金自動預払機（ATM）の操作や、振り込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話等があった場合は、香取警察署（☎54-0110）にご連絡ください。

子育て世帯

臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に支給します。

◆支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方

※特例給付（所得が一定以上あり、児童1人月額5千円支給）の方は対象外

◆対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象

◆給付額

対象児童1人につき1万円

公務員以外の方は、申請等不要です。

【公務員の方】

申請期間 6月1日～11月30日まで（当日消印有効）

詳しくは町ホームページまたは町民係へお問い合わせください。

問い合わせ 町民課 町民係 ☎86-6070

町独自の支援策

子育て世帯



子ども子育て 応援給付金

町は、子ども子育て世帯への支援策を次のとおり決定しました。

◆支給対象者

①令和2年4月30日時点で東庄町住民基本台帳に登録されている、平成14年4月2日から令和2年4月30日までに生まれた子どもを監護している方

②令和2年4月30日時点で東庄町住民基本台帳に登録されている方で、令和2年6月1日までに母子健康手帳の交付を受けている妊婦、または令和2年5月1日から5月31日までに出産した産婦

◆給付額

①子ども一人につき3万円

②妊産婦一人につき3万円

児童手当受給者の方は申請不要です（公務員の方は除く）。

そのほかの方は、申請書を送付します。詳しくは町ホームページまたは下記へお問い合わせください。

問い合わせ

町民課 町民係 ☎86-6070

健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0910

児童手当の現況届は 6月中に提出を

現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当現況届を提出しなければなりません。この届け出は、6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の用紙は、6月上旬に発送する予定です。

◆現況届に必要な添付書類

被用者（サラリーマン等）の方は、健康保険証の写し。そのほか必要に応じて提出書類があります。公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

◆支給対象者

15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

問い合わせ 町民課 町民係 ☎86-6070

児童手当支給額（月額）

区分	所得制限以下の方	所得制限を超えた方 (特例給付)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	